

プロポーザル方式における事業者選定に係る情報取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、筑西市情報公開条例（平成17年3月28日条例第15号。以下「条例」という。）の目的を踏まえ、本市におけるプロポーザル方式（競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式をいう。以下同じ。）による事業者の選定に係る情報の基本的な取扱いを定めることにより、事業者の選定の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすため、必要な事項を定めるものとする。

(情報の対象)

第2条 この基準は、市が実施する事業において、プロポーザル方式により事業者を選定し、当該事業者に事業を委託するため、作成し、又は取得した情報を対象とする。

(文書公開基準等)

第3条 プロポーザル方式に係る情報であって、事業者の適正な選定に支障があると認められるものは、優先交渉権者の決定前については、条例第7条第5号に該当するものとして不開示とする。

2 前項に定めるもののほかプロポーザル方式に係る文書は、次の表左欄に掲げる情報の種類に応じ、同表右欄に定める基準のとおり取り扱うものとする。

情報の種類	取扱いの基準	
	優先交渉権者決定前	優先交渉権者決定後
仕様書及び募集要項	○	○
事業者を選定するための評価項目及びその配点	○	○
参加・事業提案に関する書類	参加申込書	×
	企画提案書	×
	受注体制文書、見積書等	×
法人等の資格に関する書類	財務諸表等	×
審査委員会	委員名簿	×
	審査の内容及び経緯	×

	議事内容の記録	×	△
審査結果		×	△（※2）

取扱いの区分　　○：開示　△：部分開示（※1）　×：不開示

（※1）「△：部分開示」とは、条例第7条に規定する不開示情報を除いた文書の開示をいう。

（※2）事業の提案をした事業者に対しては、当該事業者の評価結果を情報提供することができる。

（審査等の傍聴）

第4条 プロポーザル方式に係る審査等の傍聴は、次に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める条例の規定により非公開とする。

(1) プロポーザル方式に参加する事業者による技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング
　　条例第7条第3号ア

(2) 事業者を選定するための審査の内容及び経緯　　条例第7条第5号

（審査結果の公表）

第5条 プロポーザル方式により事業者を選定した事業実施主管課は、優先交渉権者の決定後に、次の表左欄に掲げる公開する情報の区分に応じ、同表右欄に定める内容を市のホームページにおいて公表するものとする。

公開する情報	内　容
業務内容	(1) 業務名 (2) 業務概要
優先交渉権者に係る事項	(1) 商号又は名称 (2) 所在地 (3) 評価点の合計
審査内容	(1) 参加事業者数 (2) 優先交渉権者以外の事業者に係る評価点の合計及び順位（提案事業者名は特定できないように表記すること。）

（要領等との関係）

第6条 第4条及び第5条の規定は、プロポーザル方式ごとに策定する要綱、要領等（以下「要領等」という。）に審査等の傍聴、審査結果の公表に相当する規定がある場合は、要領等の規定を適用するものとする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行し、令和8年1月1日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。